

インド知財ツアーに参加して

会員 西本 泰造

要 約

BRICs とは、米大手証券モルガンスタンレーのジムオニールによって 21 世紀の経済大国と予想される、ブラジル、ロシア、インド、チャイナの頭文字をとって命名されたものである。先進国の経済停滞を尻目に、BRICs 経済の進展には底堅いものがみられる。

とりわけ、インドは現在 12 億の人口が 2040 年には 15 億と、中国を抜いて世界最大となること、人口構成（全人口の半分以上が 25 歳以下）上の魅力、中東・アフリカを睨む地政学上の優位性、などから日本企業の市場としての関心は高まっている。しかし、多くの日本人のインド感は、カレー、バナナ、ゾウなどに限られ、よく解らないというのが実情である。解らないのであれば、Seeing is Believing。行って、この目で見、肌で感じてみようということで、知財関連に特化したツアーを敢行した。企業の知財部の方や弁理士等 10 数名の参加があった。以下はその際に得た雑感である。皆さんのインド理解の一助になれば、望外の喜びである。

目次

1. はじめに
2. インドについて
3. インドの知的財産権
4. 特色ある制度、留意すべき事項
5. 現地に行ってみて感じたこと
6. 最後に

(2) デリー

インドの首都。ムガル帝国の首都であったオールドデリーと英国植民地時代にコルカタから移った新首都のニューデリーとからなる。国会議事堂、最高裁判所等がある政治の中心地。近年は土地不足から周辺のグルガオンやノイダ等の近郊都市が産業基盤の集積地として発展してきている。

1. はじめに

2011 年 11 月の終わりから 12 月の初めにかけて、インドの知的財産制度についての知見を広げるため、また実際に現場の雰囲気に触れるため、チェンナイ・デリーの 2 都市を訪問するツアーに参加した。現地では各特許庁、複数の特許事務所、裁判所、商工会等を実際に往訪し質疑応答を行うとともに親交を深めた。以下に今回得られた情報や感想をご紹介します。

(1) チェンナイ

南インドの中心地。近年インドのデトロイトと呼ばれ自動車産業、同部品産業の集積が進んでいる。日系の部品産業の集積地であるタイ、マレーシアから近いこと、比較的良質な港湾施設を有していることがその理由とされている。人口は 800 万程度でインド第 4 の都市である。旧名はマドラス。日本人にはこちらの方が通りがよい。

2. インドについて

長い歴史を持つ世界最大の民主主義国家。人口は日本の 10 倍、国土は約 9 倍と広大な国であり、28 の州と 6 の連邦直轄地からなる。一言でいえば多様性の国家で、民族（インド・アリア系、ドラヴィダ系、モンゴロイド等）宗教（ヒンズー教、イスラム教、キリスト教等）風俗、言語、気候等多岐に亘り変化に富んでいる。

近年、日本では生産拠点として、販売市場としてのインドへの関心が高まっているが、背景にあるのは高い相互補完性にあるとみられる。インドは人口の半分以上が 25 歳以下と若い国家で、厚みを増す中間層の存在、豊富な IT・理工系人材などを有し、人口の半分以上が 50 歳以上で少子高齢化に悩む日本にとっては格好のパートナーとなりうる存在である。日本の技術の移転先、資金の供与先としても重要な存在とみられている。こ

うした中、2011年8月1日に日印間のCEPA（包括的経済パートナーシップ協定）が発効した。これにより、一層の両国間の貿易・サービス・直接投資・知財権の保護の強化等が図られることとなる。この動きを先取りしてか、2004年以降日系企業の進出のペースは早まっている。（表1）

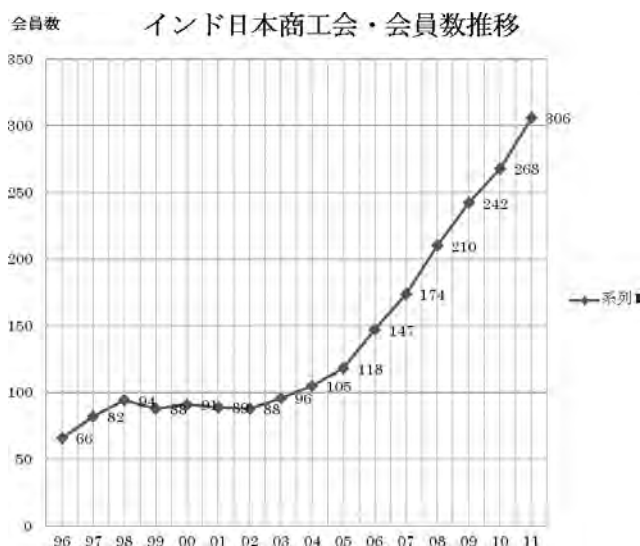
3. インドの知的財産権

保護の対象は特許、商標、意匠、著作権、地理的表示、集積回路である。日本と比較すると実用新案権がなく、地理的表示があることとなる。したがって、インドでは無審査で権利化される工業所有権はない。地理的表示は端的に言えば品質保証を備えた地域的産品の保護形態でダージリンティーなどが登録されている。

（1）特許法

2005年に特許法の大改正が行われた。背景にあるのは1995年のインドのWTOへの加盟である。WTOには貿易の自由化面でのメリット、すなわち内国民待遇と最恵国待遇を得られるという蜜があり、それを求めて加盟する国は後を絶たない。しかし、WTOには従前のGATTと異なり、サービスの自由化、知的財産権の保護強化（パリプラスアプローチを求めるTRIPS協定）が付帯して加盟国に求められる。新興国には猶予期間として10年間は認められる。インドの場合にも、WTO加盟からちょうど10年となる2005年に特許法の大改正を行い、近代的特許制度の採用に動いた。新興国が懸念する最大の問題は医療品の国内保護である。そのため、物質特許の成立を認めない傾向が強い。自国への高額な医療品の参入を嫌い、国内産業の育成を目論むからである。インドもよ

表1



うやく重い腰をあげて、2005年に物質特許の保護を認めた。しかしながら、エバグリーニング（権利者が物質構造をわずかに変化させることで特許保護の期間を長期化させる）を防止するため、「特性や用途の単なる発見」が特許対象から排除されており、用途発明の成立が困難であると指摘されている。インドの医薬品企業へのインパクトを少しでも軽減するための措置と考えられている。

（2）4つの特許庁

1856年から1970年まではコルカタにのみ特許庁が置かれていた。従来の英国東インド会社が存在したこと、英国植民地時代の首都であったこと（その後ニューデリーへ移転）などによる。1970年以降4つに分離した。現在、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイの4か所に特許庁が存在する。商標の場合は5か所の商標庁が存在している。外国人の出願の場合はインド代理人の住所を管轄する特許庁に出願することとなる。どの特許庁に出せば早く審査されるか、あるいは登録が容易かという質問がよくされるが、特許庁職員、代理人とも一様に差異はないとの主張がされている。他国には例をみないような一国複数の特許庁での業務運営であるが、出願件数はデリーが一番多い、特許庁長官（Controller General）はムンバイに常駐している、意匠の出願はどの特許庁でも出願を受理するが、審査はコルカタ特許庁でのみ一括して審査する、IPAB（後述）はチェンナイにのみ存在する等、上手く四か所のバランスを取りつつ運営されているように思われる。

4. 特色ある制度、留意すべき事項

（1）バックログ 審査滞留

どの特許庁でも2-3年の審査待ち時間がある模様（表2）。滞留解消策は審査官の増員で賄う見通しである。現在80名程度の審査官（表3）に対し今年中に257名の審査官を増員採用しているの、相当規模での審査促進が図られると期待されている。尤も、従来は審査官の教育訓練を2週間程度しか行わなかったため、かえって混乱したこともあったとの話であった。デリーとチェンナイはともに出願件数が多いので、新審査官の配属も70名ずつ程度の増員が見込まれている。また、いまだに付与後の異議申立て制度とともに付与前（Pre Grant）の異議申立て制度を採用しているのも滞留防止策の一つとの説明があった。

(2) IDS 情報提供制度。

インド出願と関連する出願 (Corresponding Application) についてはインド出願時、もしくはその後6月以内に関連出願情報を提出しなければならない。インド出願後に関連出願を他国にした場合も提出の必要がある。報告内容はステータスであるので、どの程度までの提出が必要か代理人から聴取しておくことが望まれる。これの懈怠を理由に特許を取り消された事例がデリー高裁で扱われた例がある。IDS 提出資料の活用状況については、特に関連出願国で特許査定になった資料についてはよく利用されるとの話を聞いた。

(3) アクセプトランス 審査対応

審査請求された出願に対しては、審査開始後およそ6か月以内に最初の拒絶理由通知 FER (First Examination Report) が発行される。出願人は FER から12か月以内に出願を許可される状態にしなければならない。これに違反すると出願放棄とみなされる。拒絶理由通知の回数は決まっていないので、現地代理人とのコミュニケーションが重要となる。現地代理人の多くは自分の事務所はこれに関する期日管理ソフト等を用意しているので大丈夫だと話していた。拒絶理由に回答後は再度審査され、登録もしくは再度拒絶となる。拒絶されたまま12カ月の期間が経過した場合は審査官との面接の機会 (Hearing) が与えられる。今回の Controller との面談で確認できた点は、

FER から1年以内に一度でも応答していれば、最悪拒絶になっても、審査官との面接機会 (Hearing) が請求すれば与えられるという点である。Hearing は審査官との面談 (in person) の形式で行われる。Hearing による登録の可能性については、代理人により見解が分かれており、80%という者もあれば、50%という者もあった。いずれにせよ相当の確率で登録に結び付く気配であった。デリー特許庁の1階には Hearing 室があり、少し見せてもらったが狭い会議室という感じであった。

(4) IPAB (Intellectual Property Appellate Board)

知的財産審判委員会と訳されている。拒絶査定等の特許庁の判断に対する不服は IPAB に対して行われる。日本では特許庁内で不服審判が行われるのとは対照的である。IPAB は特許に限らず、商標や意匠に対する判断の不服申立ての場としても機能しており、司法権の範疇に属する組織と考えられている。

(5) 弁護士と弁理士

資格の名称としては弁護士 Advocate と弁理士 Patent Agent の2つしかない。Patent Attorney の表記は正式ではないが、弁護士と弁理士でもある者が使用しているケースが多いとの説明であった。従来、弁護士には大学の法学部を卒業さえすれば登録できたので、有資格者は数百万人いるのではないかと、登録している弁護士だけでも100万人は超えるとの話で

表2 Trend in Patent Applications (特許出願等状況推移)

Year	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10
Filed	12613	17466	24505	28940	35218	36812	34287
Examined	10709	14813	11569	14119	11751	10296	6069
Granted	2469	1911	4320	7539	15316	16061	6168

(出所: IPO Annual Report)

表3 専門分野別審査官数 (2010年3月31日時点)

BROAD TECHNICAL FIELD OF SPECIALISATION	NUMBER OF EXAMINERS
Biochemistry	05
Bio-Technology	09
Chemistry	20
Civil Engineering	02
Computer Science	06
Electrical & Electronics Engineering	13
Mechanical Engineering	06
Metallurgy	02
Microbiology	12
Physics	03
Textile Engineering	02
TOTAL	80

(出所: IPO Annual Report)

あった。したがって、当たり外れは大きいとの説明。弁護士、弁理士の実態がはっきりしないのは、広告宣伝が禁じられていることと、弁理士会への登録が任意であるかららしい。

(6) 出願公開と補償金請求権

出願公開は出願後 18 カ月後に行われる。早期審査制度は審査案件が滞留しているため実質的にない、早期公開制度はある。早期公開制度により、日本でいうところの補償金請求権が発生するとの説明であった。

(7) Controller と Examiner

いずれも特許庁の職員である。審査管理官と審査官と訳されている場合が多い。話を聞くと、Controller は 5～6 人の Examiner を監督し、各自からレポートを提出させている。

(8) 司法制度

インドは訴訟大国であるらしい。たまたま、入廷を許された裁判所（デリー高裁）も大賑わいで、人であふれかえっていた。民事と刑事の実際の法廷審理を傍聴させてもらったが、民事事件では、ストばかりする労働組合の存在するエアインディアへの補助金支給は問題であると、弁護士が声高く主張していた。高裁の敷地内では、黒のガウンを羽織ったそれなりに威厳に満ちた弁護士や裁判官が大勢行き来しており、独特の雰囲気が醸し出されていた。構内にはドイツ製の高級車が多く駐車しており、一般市内とは異なる格調高いハイソな空間との印象が強かった。多くの弁護士、元裁判官と話ができたが、皆一様に、インドは三審制が保障され、内外差別のバイアスも低く、安定した司法権の行使を受けられると強調していた。特に内外差別については、内外企業間の訴訟では外資系企業の勝訴率は 8 割程度に達するのではないかとの話であった。ただし、民主主義国であるインドでは裁判にも慎重な姿勢で臨むため、裁判の期間は 5～7 年程度かかると考えておいた方がよいとのアドバイスがあった。裁判所でも訴訟案件が多く、訴訟審理の停滞があるらしい。知財訴訟の救済としては、差止め・損害賠償・刑事罰の適用が考えられるが、現在では差止めが一般的であるらしい。損害賠償まで行くのは少数、刑事罰まで行くのはよほどの悪質犯とのニュアンスであった。ただし、差止めは比較的容易・迅速に行うことができる旨、複数の代理人がアピールしていた。当面は差止めと税関への登録で凌いでいくのが現実的対応と思われる。これが模倣業者への最も効果的な防止策でもあ

るとのアドバイスが多かった。

(9) 特許情報のリサーチ

インド特許庁はオンラインでのデータベース検索を実施しているが、現時点ではそれだけでは不安定との意見が強い。一つには 2005 年以前の紙ベースの公報のデータベース化が完全には行われていないこと、他には一部であるがヒンズー語での出願の英訳が完全には間に合っていないためといわれている。その他、社名表示の揺れ（例えば Hitachi を Hitaci と誤入力する、実際には存在しない Nippon グループの出願件数として Nippon のつく企業を全て一企業やグループと認識する誤解等）も指摘されており、信頼性の高いサーチツールの出現にはもう少し時間がかかる見通しにある。

(10) 営業秘密

企業からの参加者からは営業秘密の保護に関する質問が多かった。インドでは営業秘密の保護を規定する成文法（日本では不正競争防止法等）はない。当事者間では契約法（Contractual Law）で規定するのが望ましい。第三者に対してはコモンロー（判例法）の適用を検討する必要がある。概してインドでは規定さえすれば、営業秘密の保護は厳格に行われるとの感触が強かった。

5. 現地に行ってみて感じたこと

本や話で聞くだけでなく、実際に現地に行ってみて五感で体験して初めて痛切にわかる、理解できることがある。

(1) 交通渋滞

新興国の交通事情は凄まじいものがあるが、インドもその例に漏れない。ある現地代理人が教えてくれた “If you can drive a car in India, you can drive anywhere” の言葉からも、どこでも通用する運転技術が求められていることがわかる。少しの隙間を見つけてはひたすら前へ前へと突進し、やたらとクラクションを鳴らす喧騒には我々はもうついていけない。道路を必死の思いで横断する人々に暫くは目を奪われた。他の公共交通機関が未発達で道路の渋滞もひどく、自動車、オートバイ、リキシャが混然と疾走するのはスリル満点であるが、時々牛や牛車も混じって走っているのでおさら混雑がます。あれほど先を急ぐインド人も牛や牛車の後ではクラクションも鳴らさずに大人しくついていくのがむしろ不思議な感じがした。

(2) 停電

停電の多さにも驚いた。空港の待合室で、代理人の事務所で、元裁判官の自宅で停電にあった。その頻度には正直驚いた。もっとも、それほど長い停電ではなくほんの1分位で復旧するが、暑い夏の時期にはモラルダウン、相当やる気をなくさせるのだろうと容易に想像できた。インド代理人の事務処理について厳しい意見も聞かすが、このような現地事情も理解しておく必要もあるのだろう。

(3) 携帯電話

市場を歩くと NOKIA やボーダホンの店舗が目白押し、そこで海外用の携帯として現地店舗で NOKIA を買った。写真機つきが 1500 ルピー、写真機なしが 1300 ルピー。SIM カードを入れれば日本を除く世界中ほぼどこでも使える。しかも、通話終了後その都度、通話料金がいくらかかかったか表示される。インド国内なら1通話1～2ルピーで話ができる。2～4円程度である。日本の製品は SIM ロックをかけているので、国内からの通話となり割高となる、私の持っているスマートホンはかえって海外パケット料金が高くなるので、NTT としてもあまり海外使用を奨励していない模様だったので、この際たった 2000 円程度の投資と思い購入した。このような価格帯であるので、インドではすでに 6 億 8 千万台の携帯が流通している。かくて日本の携帯はますますガラパゴス化が進むこととなり、世界市場での競争から脱落していくこととなる。

(4) 現地の商品事情

韓国系の企業は駐在期間が 10 年と長いらしい。それで現地の生活によくなじみ、現地ニーズを掴んでヒット商品に結び付けるらしい。今回、話題が上がっ

たのが冷蔵庫。韓国企業がカギ付の冷蔵庫を販売し、ヒットさせているようだ。当地で冷蔵庫を持つ層はほとんどメイドを雇っている。それで、メイドに中の物を盗られないようなカギ付の冷蔵庫の需要が強いらしい。現地の生活に触れたからこそそのニーズ発掘で、その他カギ付の電話機も好評らしい。一方、鳴り物入りで販売された小型自動車ナノはあまり販売好調ではないらしい。もともとオートバイ購入層をターゲットとしたため、自動車購入層のニーズを掴みきれていないとの由である。そういえば、我々も「ほとんど見かけないね」と話あっていた。

6. 最後に

最後に申しあげておきたいのは、今回の視察ツアーで実感したことはインドでは、官民あげて非常に親日的であり好意的であった点である。代理人事務所はもとより、特許庁でも庁内視察、審査管理官レベルとの面談の場の設定、チェンナイでは印日商工会議所で現地の日本総領事も参加されての現地企業との懇談会(翌日の地元紙に写真入りで報道されていた)、デリーでは最高裁の庁内案内、高裁での審理傍聴の機会の提供、国会内への案内、ティーを飲みながらの国会議員との面談機会に恵まれた等々、現地の関係者のご尽力により得がたい機会、立ち入りの難しい場所への案内を受けた。ひとえに地元の日本への期待感の表れと感じている。多くのところで、早く進出しないとインドの消費者は中国製、韓国製の安物製品に慣れてしまいますよとの、叱咤激励、督促も頻繁に受けた。確かに日本企業の目は欧米・中国、近年は ASEAN を中心とするアジアに向けられていた。インドは地理的に遠く、国情理解もどちらかというと疎遠であったが、この 12

表 4 Top 10 Foreign Applicants (外国出願人上位 10 社)

Sl. NO.	Name of Organisation	Number of Applications
1	QUALCOMM INCORPORATION	852
2	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	725
3	SONY CORPORATION	296
4	NOKIA CORPORATION	267
5	ROBERT BOSCH GMBH	244
6	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	242
7	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	234
8	BASF SE	222
9	MICROSOFT CORPORATION	220
10	NOVARTI AG	203

(出所：IPO Annual Report)

億の市場を手つかずにしておくほどの余裕は日本企業にも最早ないであろう。もちろん、インド市場も決して一筋縄ではいかない市場でもある。インフラの不足問題、言語風習の問題、自己主張の強いインド人氣質、法制度の不備問題等克服すべき課題も多く存している。問題点を適格に把握し、それに適合する方法を見

つけ出さなければならない。知的財産権の問題についても現地事情の適格な把握という、我々に課せられた課題も多い。しかしその解決に向けて、草の根の民間交流の機会は十分に作れると確信した旅であった。

(原稿受領 2012. 2. 8)



① インドの雑踏



② バイク店



③ 電気店



④ インドカレー



⑤ チェンナイ特許庁



⑥ 元裁判官宅

⑤⑥は黒野 剛氏提供, ⑥左端が筆者